

2024年12月10日 制定

NPO法人アヴェニール

従業員代表選出内規

(目的)

第1条 NPO法人アヴェニール（以下「会社」という。）における労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」（以下「従業員代表」という。）を選出するにあたっては、次の方法により行う。

(選出方法)

第2条 従業員代表の選出は、原則として立候補者に対する選挙によって決定することとし、毎年10月1日から12月29日までの間に、立候補者を募集するものとする。

2. 前項に定める立候補なきときには、毎年1月4日から3月20日までの間に、各事業所にあらかじめ会社が推薦する従業員代表候補に対して、回覧による信任によって選出する。

3. 従業員代表の候補者は、非管理監督者でなければならない。

(任期・後任者)

第3条 従業員代表の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

2. 同人が任期途中で依願退職等により従業員代表に該当しなくなった場合において、従業員代表の選出の必要性が生じた時には、前条に準じて選出し、任期は前任者の残任期間とする。

(従業員代表の役割)

第4条 従業員代表の役割については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 賃金控除に関する協定の締結（労基法第24条）
- (2) フレックスタイム制に関する協定の締結（労基法第32条の3）
- (3) 1年単位の変形労働時間制に関する協定の締結（労基法第32条の4）
- (4) 1週間単位の変形労働時間制に関する協定の締結（労基法第32条の5）
- (5) 一斉休憩適用除外に関する協定の締結（労基法第34条）
- (6) 時間外労働・休日労働に関する協定の締結（労基法第36条）
- (7) 事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定の締結（労基法第38条の2）
- (8) 専門業務型裁量労働制に関する協定の締結（労基法第38条の3）
- (9) 企画業務型裁量労働制に関する協定の締結（労基法第38条の4）

- (10) 年次有給休暇の計画的付与に関する協定の締結（労基法第39条）
- (11) 年次有給休暇の時間単位付与に関する協定の締結（労基法第39条）
- (12) 就業規則を作成・変更する場合の意見の聴取、意見書の添付（労基法第90条）
- (13) 育児・介護休業に関する協定の締結（育児介護休業法第6条）
- (14) 雇用継続給付支給申請に係る承諾書の締結（雇用保険法施行規則第101条の8）
- (15) 社内預金制度に関する協定の締結（労基法第18条）
- (16) 衛生委員会の労働者側委員の推薦（安衛法第18条）
- (17) 派遣可能期間を延長しようとする場合の意見聴取（労働者派遣法第40条の2）

2. 従業員代表は、会社からこれらについて求めがあった場合には、従業員の意見を聞き、迅速かつ誠意をもって対応しなければならない。

（周知）

第5条 会社は、従業員代表が選出された場合および同代表者と協定を締結した場合には、その内容を掲示、回覧等の方法により周知するものとする。

（その他の方法による選出）

第6条 各事業所の労働者の過半数の意思により、第2条によらない方法で従業員代表を選出する旨の申し出が、その事実を証明する書類等とともに会社になされたときは、その方法により選出された者を従業員代表とする。